

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（太田侑孝君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（太田侑孝君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。
なお、説明員は3月2日の日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（太田侑孝君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

3月3日から9日の5日間、平成28年度予算審議のため予算特別委員会を開催し、熱心に御審議していただきました。なお、9日には現場視察も行っていただきました。

3月10日に午前9時から第1常任委員会を開催し、議案第5号、川根本町行政不服審査会条例の策定について、議案第18号、第2次川根本町総合計画基本構想の策定についてを御審議していただきました。誠にありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

- 議長（太田侑孝君） 次に、町長より行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長、鈴木敏夫君。

- 町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは平成28年第1回の川根本町議会定例会、中日ということで、大変お世話になります。最終日は24日ということになっておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

なお、きょうは2月26日からの行政報告をさせていただきます。

2月26日に、議運並びに全協がございました。

2月29日ですが、東海総合通信局の課長がお見えになりまして、これまでの経緯等の説明

並びに今後についてのお話し合いをさせていただきました。この日には課長会を行っております。2月29日、入札を執行をしております。この日の午前中ですが、島田市の消防署長が来庁し、今後のことについて話し合いを行いました。この日の午後ですが、28年度の予算の記者発表を行わせていただいております。

3月1日ですが、お世話になりました川根高校の卒業式に出席をしております。3月1日の午後ですが、ICTの利活用の検討委員会の皆さんの報告書ができたということで、報告書を受け取りました。この日の夕方ですが、水槽車が1台、それから第1分団へ可搬ポンプが1台それぞれ対応するというので、貸与式を行っております。

3月2日は、議会の初日でございます。

3日、4日は予算委員会。

4日は、ママ宅の皆さんの表彰が行われたということで、かわね来風の皆さんに表彰の伝達を行いました。

3月6日ですが、町政10周年を記念いたしました明るい未来づくりフォーラムが、文化会館で行われました。地元出身の前澤妙子さん、それから大南先生にお越しいただきまして、フォーラムを行いました。

3月7日ですが、予算委員会並びにこの日の夕方、美しい村連合の加藤理事長がお見えになったということで、面談をしております。

3月8日、予算委員会。

3月9日、同じく予算委員会。それからこの日の午後ですが、KCCSの皆さんと京セラの関係の皆さんが広報をしたいということがありまして、その面談を行いました。3月9日の午後ですが、茶業組合の皆さんがお見えになりまして、今後の茶業組合のあり方について方向性が出たというような説明をいただきました。

3月10日、予算委員会を行っております。この日の午後ですが、JA主催によりますそれぞれ各種の品評会の上位の入賞者の祝賀会がございました。川根本町からも2の方が表彰されたということで、一緒に出席をしております。

3月11日ですが、藤枝MYFCの社長がお見えになりまして、今後の後援をお願いしたいというような要請がございました。この日の午前中には、静銀の家山支店の支店長が来庁をしております。この日の午後ですが、静岡河川事務所の所長がお見えになりまして、今後の事業計画等について説明がございました。残念ながら、この川根本町地区は静岡河川の事務所の関連は長島ダム関連しかないものですから、下流の話等も説明をいただきました。

3月12日には、長島ダムの周辺へ植栽ということで、今年はシバザクラとハナモモの植栽が行われたということで出席をし、何一つも私は植えませんでしたけれども、大勢の皆さんに参加をしていただいたというのがこの日でございます。

3月13日日曜日、これも大勢の皆さんに出席をいただきました。お茶の里のファミリーマラソンが行われまして、出席をし挨拶をいたしました。

昨日ですが、森林組合の地区の運営委員会がございまして、出席を午前中しております。
以上です。

○議長（太田侑孝君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 議案第6号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例について

○議長（太田侑孝君） それでは、日程第1、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係
条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

今回出された関係条例の整備に関する条例は、第1常任委員会に付託された議案第5号の
行政不服審査法改正で設置することになった審査会で審査するとしたものを、個別の条例に
審査会での審査を規定している場合は、不服審査会での審査を除外するものとするというこ
とと、字句の追加や訂正などが主なものです。

本来は議案第5号の採決が先であって、その後この条例を採決すべきと思いますが、順番
が違うため頭の中からはどうしても5号の委員会審査のことが離れません。それに沿ってい
るかが気になるところです。

まず、1点目に、改正の目玉ともいえる不服申請の壁となっていた前置の廃止が、今回出
された関係条例の改正でも廃止されたのか。廃止されたとすれば、その記述があると思うの
ですけれども、どこに規定されているのか伺います。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、前置の規定は廃止されているのかということですが、議員質問の不服申し
立ての前置とはあらかじめ行政庁へ不服申し立てを行い、その判断を得なければ裁判所に出
訴することができないという原則でございます。それらにつきましては、国が改正施行した
行政不服審査法に伴い関係法令、個別法令を整備し、不服申し立ての前置を廃止や縮小した
ものであります。

したがって、町が行う今回の関係条例の一部改正については、それを規定した記述はござ
いませぬ。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 条例そのものにはないという御答弁だろうと思うんですけれども、
配付された資料には行政不服審査法の改正では、申し立ての壁となっていた前置が見直され

て、多くの法律で廃止、一部改正があったがそれでもなお21法律で一部残され、28法律で全部残すという不服申請の厚い壁がまだ残されているのも事実だと思います。

今回の関係条例の一部を改正する条例の第1条情報公開条例、第2条個人情報条例、第3条行政手続条例、第4条固定資産評価審査委員会条例、第5条の職員の給与に関する条例、第6条の町税条例、第7条の手数料徴収条例など、これは行政で不服が出た場合は対応できるものだと思います。

だから、除外されても構わないと思うのですがけれども、その上位法になる法律がもしあっても、当然あるわけですよ、情報公開条例などの情報公開法とか。そういうものでも、こういう、先ほど課長が言われたあらかじめ行政庁へ不服を申し立てて、その判断を出されてからでないかと裁判にかけられないとかそういうことが廃止されたのか、まだ残っているのか、その点はどうなんでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 議員言われるとおりでございまして、今何条か言っていたかもしれませんが、そのものについてはそれぞれに縮小、また廃止、それから修正というような形で進んでおります。

なお、もう少しつけ加えさせていただけるなら、前置き規定が行われたことによって、うちには規則というものがございまして。当然条例はそれは守るべきものですが、規則というのは行政的に事務を進めるためのものがございますけれども、それらの中にこの前置という文言が関わってくる様式等もあります。それらは今から修正をかけて、3月いっぱいには修正をかけると。それらの件数は27件ほどございます。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第6号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第2 議案第7号 川根本町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第2、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番です。

企画課の情報政策室を情報政策課とする提案ですけれども、現在、情報政策室は3人で当たっていると思います。企画課全体では現在12名ということになります。情報政策課になると職員数は何人になるのでしょうか。

そして、企画課は28年度予算では全体で11人採られていて、まだ課の予算計上にはなっていません。課を設置して情報政策室の職員3人が課に上がるとすると、企画課職員は予算上8人となってしまい、情報政策室がなかった25年の10人のときよりも2人も少なくなるんですけれども、これで大丈夫でしょうか。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） お答えします。

確かに平成25年度については、課長含め全員で10名だったんです。平成27年度は事業も大きな事業を持つということで12名にしました。そして、今回平成28年度についてはその企画と情報政策課ということで企画課を二分して、もちろんその内容については企画本質のまちづくりとか環境、その部分と広報情報課を分けて2課にしたわけです。その関係でも25年度の人数を確保したいと考えております。

また、仕事についてはそれでこなせると考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 最後に、25年度の人数ですか、確保したいと言われたのは。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） そうですね。25年度には10名だったんですけれども、そのくらいの人数を確保したいということです。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） そうすると、28年度の予算で11名の企画課の人数ですけれども、そこを二分してという先ほどの答弁でしたけれども、それで企画課に25年度の10人を確保すると、情報政策課のほうは一体何人ぐらいを考えているんですか。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） ちょっとすみません、勘違いしました。

先ほどの25年度については10名ということです。これについてはまちづくり環境室を入れて4人です。広報情報課、情報については5名だったんです。そして課長含めて10人という体制でした。

これについては情報関係を平成25年度と同じような形、また企画については課長が入ってきますので7名ぐらいを確保したいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番。

反対の立場から討論を行います。

ただいまの説明、ここでのわかにかいてどういう課の配置というんですか、人員体制になるのかよくわからないんですけれども、予算上から見ると、28年度の予算上から見ると、新たに職員を募集するか、しなければその2つの課に分けることは難しいのではないかと思われました。

今、当町の町民の最大の関心は、どうすれば生活が楽になるか、所得が増やせるか、若い人が増えるか、子供が増えるか、そして、少ない年金でも万一病気や介護になっても安心して老後を過ごせるかということだと思います。

高度情報基盤整備事業は、決してスタートから町民の合意を得て進めた事業ではなく、完成後も町民に約束した豊かな情報提供や、双方向活用の具体的な見通しはまだ示されていません。高速ブロードバンドへの切りかえも余り進んでいない状況で、膨大な運営経費や維持管理費が町財政を圧迫することは明らかです。もう後戻りできないだけに、整備された施設をいかに町民に喜ばれるように取り組んでいくか、費用対効果とあわせて多くの課題を抱えています。

だからこそ、課を独立させるんだというお考えなのでしょうけれども、企画課の職員数は先ほども申しましたけれども25年度には10人だったのが、情報政策室を置いた26年度には11

人になり、27年度は12名にまた1人増やして大きな事業を取り組んできました。これを28年度予算ではまだ課の分の予算はなく全体で11名の職員となっており、新たに課を新設するとなれば、どこかの課から引き抜いてくるか、室と変わらない少人数の課をつくって、企画課自体も8人という今までにない少人数で町の重要課題の対策、解決のかなめを担うことになります。

高齢化が進み、福祉課や生活健康課など専門職を1人でも多く配置したいときであり、また後退した農林、商工の盛り返しなどそれぞれの課がいかに関係をつかみ発信するかが大事で、それを戦略的に取り組む企画課は、分割ではなく知恵を出し合うことが大事であり、今課を新設する余裕など到底あるとは考えられません。

少ない職員の課をつくって邪魔されることなく仕事に専念できるということよりも、いろいろな職員の意見や職員から伝わってくる町民の声などを大切に受けとめて、多くの人で考え仕事を融通し合いながら進めることが、今一番必要な町民の理解と協力を得られる方法だと思います。

何のための課の独立か私には理解できない状況で、無駄な支出を増やしたり、非効率を招きかねない今回の課の設置の提案には賛成できないことを述べて、反対討論といたします。

○議長（太田侑孝君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、中澤莊也君。

○11番（中澤莊也君） それでは、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

本案は、新たな情報政策課を設置して、現在企画課が所掌する広聴広報、地域情報化に関する2つの事務を担当させるという内容であります。

情報政策課の設置については、高度情報基盤整備工事が今年度完了し、来年度以降、整備された基礎を十分に利活用していく必要があります。3月1日には、ICT利用検討委員会から全15回に及ぶ委員会の報告書が提出されました。今年度策定した地方創生に係る総合戦略の推進とともに、委員会より提出された提案が速やかに実行できるよう、組織を強化し対応しようとするものであります。

また、広聴広報事務については、町民の皆様との協働による地域づくりのために欠かせないものであり、地域情報化の推進とともに情報政策課の所掌事務として重点的に推進していく必要があると考えております。

先ほど鈴木議員の反対討論の中にあつたように、課の設置に関しては適正な人員の確保ということをつけ加えて検討していただきたいということをつけ加えまして、賛成の討論といたします。

○議長（太田侑孝君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立多数です。

したがって、議案第7号、川根本町課設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第3 議案第8号 川根本町防災会議条例の一部を改正する条例
について**

○議長(太田侑孝君) 日程第3、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 消防の静岡市への広域化に伴う字句の訂正ということでしたけれども、この字句の訂正によって何か変わることはないのでしょうか。

実際に現在、任命や指名している方がいらっしゃるのかお聞きいたします。

○議長(太田侑孝君) 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長(長嶋一幸君) 2点について、鈴木議員の御質問にお答えします。

最初の、字句を訂正したことによって変わることはないかということでございますけれども、平成28年4月1日からの消防広域化に伴いまして、うちが町で持ちます防災会議の委員を、島田市消防本部の職員から新たに広域事務局であります静岡市消防局の職員と委員名を変更することに伴う変更とともに、条文上に整合性をとるため「任命する」を「委嘱」に、そして「指名する」を「任命する」に字句を訂正するもので、町の防災会議の運営内容が根本的に変わるものではございません。

続きまして、指名している者はどのような方がおられるかということでございますけれども、防災委員の委嘱、新たな言い方として委嘱につきましては、指定地方行政職員として長島ダム管理所長、それから知事部局内の職員として中部危機管理局の局長、それから静岡市の、今言いましたように消防局の消防吏員、それから静岡県警察官島田警察署長ということになります。それから任命につきましては、これは任命ですので副町長、教育長、それから町の職員、町の職員は課長となりますけれども、その方々などを指名しております。

以上です。

○議長(太田侑孝君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第8号、川根本町防災会議条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決しました。



◎日程第4 議案第9号 川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第4、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第9号、川根本町地震災害警戒本部条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第10号 川根本町職員の再任用に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第5、議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

被用者年金制度の一元化により共済年金が厚生年金に統一されるのに伴って、厚生年金保険法に新たに規定されるとの説明でしたけれども、町の職員に該当される方がいらっしゃいますかという通告をしたんですけれども、どれくらいいらっしゃるのかおわかりでしょうか。

○議長(太田侑孝君) 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長(長嶋一幸君) 鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

共済年金が厚生年金に統一されたという前段がございますけれども、これにつきましては町の職員に関しては、平成27年10月1日から厚生年金に統一されてございます。

なお、今回上げさせていただくのは特定警察官等ということで、消防吏員とか公務護衛官などの対象者となります。そのような方を町の職員とした場合にはこれらが適用されるわけですが、そのような職員はございませんので適用者はございません。

以上です。

○議長(太田侑孝君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第10号、川根本町職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第6 議案第11号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第6、議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 地方公務員法第24条第6項を第5項とするという、ただそれだけの改正なんですけれども、ここで削除されているものをいろいろ調べたんですけれども、探すことができませんでした。何かわかれば教えてください。

○議長(太田侑孝君) 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長(長嶋一幸君) お答えさせていただきます。

24条の2項が削除されております。その内容につきましては、職員の給与等に関する義務、達成目標が規定されていたわけですけれども、既に達成目標ではありませんというようなことで国のほうは削ったようでございます。それは推測の域でしか言いようがありませんけれども、その1項がなくなったために項ずれが生じたことによって、対象としていた6項が5項になるというようなことで、項ずれの修正でございます。

以上です。

○議長(太田侑孝君) ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条

例について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第11号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第7 議案第14号 川根本町使用料条例の一部を改正する条例
について

○議長(太田侑孝君) 日程第7、議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第14号、川根本町使用料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第15号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例
について

○議長（太田侑孝君） 日程第8、議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第15号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第16号 川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を
改正する条例について

○議長（太田侑孝君） 日程第9、議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

1点目は、指定管理者が4月1日より株式会社ビルネットに変わるのに伴って、1階の大広間の利用料金を区の事業などで利用する場合に限って、1時間当たり100円以内とするという、そして冷暖房を使用する場合は200円以内の額を加算とするというふうな改正ですけれども、今までは使用料を取っていたのでしょうか、無料だったのでしょうか。もし有料だったらどういう人たちに幾ら取っていたか、わかったら教えてください。

そして2点目ですけれども、この使用料がこれからは指定管理者に入るようになると思うんですけれども、区の事業以外の利用者はここに規定されないで誰でも無料で使えるのか、それでしたら区の事業で使う場合も無料とするべきではないかと思うんですけれども、その

点についていかがでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 商工観光課長、安竹賢治君。

○商工観光課長（安竹賢治君） ただいま2点の質問をいただいたわけですがけれども、関連がございますので一括で説明をさせていただきたいと思います。

まず、今回の改正は1階の大広間を地区の事業で使う場合は、1時間当たりの電気量相当分と冷暖房の負担をしていただきたいという改正でございますけれども、温泉休憩施設を利用する方は入浴休憩にかかる利用料金として徴収しております。

したがって、電気代等もその経費の中に利用料に含んでいただいているというふうに考えております。つきまして、今までも地区の会合、お祭り準備など事業を1階の大広間で行っておりますが、地区で管理をしていたために地区で光熱水費を負担しておりました。したがって、誰も無料では使用しておりませんということが、まず前提となります。

今回改正をいたしまして区の事業を行う場合に金額を定めた理由は、指定管理者が接岨区以外の方になったことに伴いまして指定管理者が光熱水費を負担いたしますので、地区が使用する場合に指定管理者がその分を負担するわけにはいきませんので、電気量相当分を区でも負担をお願いしたいということとなるために、この今回の条例を定めて明文化をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第16号、川根本町接岨峡温泉休憩施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第10 議案第17号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の
一部を改正する条例について**

○議長（太田侑孝君） 日程第10、議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第17号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第11 議案第19号 川根本町過疎地域自立促進計画の策定に
ついて**

○議長（太田侑孝君） 日程第11、議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第19号、川根本町過疎地域自立促進計画の策定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第20号 川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例について

○議長(太田侑孝君) 日程第12、議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第20号、川根本町自然休養村農林水産物直売所条例を廃止する条例については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第13 議案第21号 町道路線の廃止について

○議長（太田侑孝君） 日程第13、議案第21号、町道路線の廃止についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号、町道路線の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第21号、町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第14 議案第22号 町道路線の認定について

○議長（太田侑孝君） 日程第14、議案第22号、町道路線の認定についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号、町道路線の認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第22号、町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。



◎日程第15 議案第23号 財産の取得について

○議長(太田侑孝君) 日程第15、議案第23号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

1点目ですけれども、青部バイパスのトンネル掘削工事に伴う排出土砂置き場用に購入するという説明があったと思いますけれども、予算に関する町内の視察のときに長島ダムから出す土砂も入れるような話がされたと思います。埋め立て可能な容積は約5万立米ぐらいだという説明が現場でされたんですけれども、トンネル排出土砂量はどれくらいなのか伺います。

そして2点目ですけれども、国道のトンネル工事が出る土砂置き場をなぜ町が用意しなければならないのかお聞きします。

それから3点目ですけれども、茶樹補償などは、あそこは茶畑が広いと思うんですけれども、どうなるのかお聞きします。

それから、堤防をつくる計画がとまっている状態なんですけれども、洪水対策はどうなるのか、埋め立ててかさ上げすることでそれが対策になるのかどうか、その点4点についてお聞きいたします。

○議長(太田侑孝君) 建設課長、大村浩美君。

○建設課長(大村浩美君) 鈴木議員の御質問に答えさせていただきます。ちょっと回答が前後するかもしれませんが。

この用地の取得の目的ですけれども、町が発注する土木工事におきましては掘削等により土砂が発生します。その土砂の残土処理場が今ない状況です。そのため、その処分は業者が所有する残土処理場で処分をしている現状であります。そのため、町の残土処理場を確保する必要があります。今回の土地につきましては、町がこの土地のここを残土処理場として用地の取得をお願いするものです。

それから、残土処理場の問題につきましては、町ばかりではなくて国・県の公共事業でも同じようにあります。国・県との連携の中で事業が円滑に進むよう、残土の受け入れについては協力していきたいと考えております。そのために先ほど質問からありました青部の掘削

土、また長島ダムの堆積土、そういったものも協力していきたいと考えております。青部トンネルの排出土砂につきましては、大体2万立米程度にする予定であります。

それから、茶樹の補償についてですけれども、今回議案として出させていただいておりますのは、議会の議決が必要な土地の面積及び所得金額を上程させていただいておりますけれども、当然土地には茶樹とか倉庫、あとは耕作物などがあります。それらは物件の補償基準に基づいて補償をさせていただきます。

洪水対策についてですけれども、今回、直接残土処理場ということで盛り土をすることは、洪水対策等は直接は関係ありませんが、道路、国道、今建設中の道路の高さと同じ高さまで土を盛ることにより、大井川の洪水に対してより安全な土地になると考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） トンネル排出土砂がおよそ2万立米ぐらい。それで、前段の説明ではこれから町が行う土木事業の残土処理場がないので、その確保の目的が第一であるということですが、そこにまた長島ダムの土砂を入れるとなると、一番最初の目的である町の土木事業における排出土砂を置くというか、処理する場所としてはなかなか使う余裕がなくなってくるのではないかと思うんですが、それと洪水対策についてですけれども、国道と同じ高さまで埋めていくとなると、やはり堤防などもちゃんとその一番端は工事をやらなければいけなくなると思うんですが、それも町でやるようになるのでしょうか。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 残土置き場、処理場につきましては、町内広い面積を持っていますので、全てを町の土木事業、土木工事で出た残土を青部に入れるということではなくて、運搬距離等もありますので近いところの残土、そういったものを青部のほうに入れたいと考えております。

それから、洪水対策の関係ですが、河川の護岸としてはもう既に土木事務所のほうで整備したものがああります。ただ、盛り土をすることによって想定する以上の洪水があった場合、例えば今の県が整備した堤防を越えるような危険がある場合でも、それ以上の高さまで土があるということで、洪水の危険がないというふうに考えていると先ほど言わせていただきました。特に護岸までという形で整備することは考えていません。土羽で考えております。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第23号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第23号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎日程第16 議案第26号 川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止について

○議長(太田侑孝君) 日程第16、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第26号、川根本町と島田市との間の消防事務の委託の廃止については、原案のとおり可決されました。

◇

**◎日程第17 議案第27号 川根本町と静岡市との間の消防指令業務
の事務委託の廃止について**

○議長（太田侑孝君） 日程第17、議案第27号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第27号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第27号、川根本町と静岡市との間の消防指令業務の事務委託の廃止については、原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第28号 川根本町と静岡市との間の消防事務の委託について

○議長（太田侑孝君） 日程第18、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてを議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

通告しましたけれども、この前の議案、27号と今の28号は全く同じ規約になっているので、どうしてかということが私はわかりませんので説明をお願いします。

それから、2点目ですけれども、消防の広域化で町民の方々も情報がかなり広がって心配

の声がいろいろ寄せられます。行政は広域になると組織も拡大されてスケールメリットやサービスの充実が図れるということを挙げられますけれども、町民の方々は救急車や消防車など連絡をしても今までより時間がかかったり、場所を言ってもわからないのではないかという心配の声をよく聞きますけれども、こういう点について大丈夫かということで説明をお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） 鈴木議員の御質問に答えさせていただきます。今の内容につきましては2点ほどあるかと思えます。

最初の27号に出した議案と28号に議案として出させた別添の資料について、同じものではないかというようなことでございますけれども、これにつきましては4月1日からの広域化には県への届け出義務があり、静岡市に委託するための新たな規約が必要です。要するに、新たに始まるということで新たなものがほしいというようなことで、それが議会の承認をいただく必要がございますので、議案第28号に掲載させていただいています。

それをもとにして、なおかつこれまで委託してありました指令業務は、先ほど言ったように廃止する必要があります。ただ、このところで全てを廃止すると、一旦廃止すると債務負担等の今まで行ってきた事業の継続ができなくなりますので、継続性を持ちながら指令業務の部分の廃止だけを行わなければならないということがございまして、規約の附則の中で26年3月の消防指令業務を廃止する規定を盛り込んだ規約により廃止の承認を求めるのが、27号議案でございます。

したがって、別紙に添付しました規約の条文は同じでも、求める内容は27号があくまでも廃止で、28号は新設でございます。という内容でございますのでよろしく申し上げます。

それから、2点目のスケールメリット等は今もあろうかなと思いますけれども、今までの体制に変わりはないのかというようなことでございますけれども、全員協議会の中でもお話しさせていただきましたが、職員が2名ほど北分遣所、今度は派出所になりますけれども、増えるそうです。そのような体制の中で業務を進めていくということでございますので、私たち事務方としては心配することはないというつもりでおります。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第28号、川根本町と静岡市との間の消防事務の委託については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。

10時15分再開します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時30分

○議長(太田侑孝君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。



◎日程第19 議案第29号 平成27年度川根本町一般会計補正予算
(第7号)

○議長(太田侑孝君) 日程第19、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番(鈴木多津枝君) 10番、鈴木です。

多岐にわたる通告をさせていただいていますけれども、何か前回は議員の皆さんにも通告書を配付されたみたいでしたけれども、今回はないということで非常に追っていくのが大変かもしれませんけれども、よろしく願いいたします。

まず最初に、1点目ですけれども、最初の繰越明許費のところですが、工期が28年度3月以降の事業が全部で8件、今年に入ってから事業も10件もあり発注の遅さが目立つが、全32件の事業のうち27年度の当初予算に計上してある事業は何件かお聞きいたします。

それと用地交渉に難航を来したとか、不測の日数を要したなどの説明も多いんですけども、発注自体が遅いのではないかと思う点もあります。もっと早く出すようにできないか伺います。

次です。30ページ、歳出のほうへいきます。

3款1項2目の心身障害者福祉費、13節委託料です。そこで細節9の難病患者介護家族リフレッシュ事業委託料51万2,000円を皆減、全部減額。そして19節の細節に地域活動支援センター利用負担金40万8,000円も全部皆減。利用がなかったという説明でしたけれども、対象となる人数、そして予算を積算したときの人数、それから利用されない理由をどう把握しているか伺います。

4点目です。20節の扶助費の細節5のところ自立支援医療給付費20万円をこれもまた皆減、全部20万減額。それから、細節12のところの自立支援医療費等給付費48万円、これも全て皆減でマイナス48万円と、どちらも皆減をしているんですけども、細節5と細節12の中身の違い、そして対象者の違い、予算時の対象人数、積算人数、利用ゼロの理由について伺います。今のは同じ名前が出ていますから中身が違うのか、対象者が違うのかということを確認をさせていただきたいということです。

それから、5点目ですけれども、34ページです。

4-1-1の保健衛生総務費、19節の細節20で町の食品衛生協会補助金14万円が、これずっとこの間、毎年続いているみたいですけども、14万円皆減になっています。この理由について説明を求めます。

6点目です。その2目の母子保健費、13節委託料、細節1の妊婦健診審査委託料364万8,000円を248万円減額するということについて、出生数が26年度は35人ぐらいあったと思うんですけども、27年度に15人に激減したという報告がありましたが、こういう妊婦健診委託料でも大きな減額にそれがなったのかどうか。こういう子供がなかなか出生数が減ってしまっているという状況をどのように考えていらっしゃるのかお伺いします。

7点目です。35ページの4目健康増進費の9節旅費のところ……、これはすみません、先ほど説明があったので削除します。

それから、5目の地域医療推進費の8節報償費ですけれども、細節1の医療体制検討委員報償費42万円を28万円減額について、これは事前の説明をいただいておりますお医者さんや歯科医師さん、薬剤師さんの13人分を計上したということなんですけれども、まだ1回も開催できていないのを1回分残して減額をするという説明を昨日でしたか、電話でいただきました。28年度の予算にも計上しているとの説明もありましたので、この開催できなかったことについて、ネックはどのようなことだと考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

それから、38ページですけれども、6-1-3の農業振興費について19節の細節23特産物振興事業費補助金705万円を130万円減額をしています。実績による減という説明でしたけれども、その実績の内訳について説明を求めます。

それから、次は4目の地域農政総合推進事業費の19節の細節21青年就農給付金300万円を皆減をしてゼロになっていますけれども、2人分を予算化したんですけども、27年度内に就農にこぎつけられなかったということで、28年度には実現できそうな見通しもあるという説明がありました。相談があった場合にどのような対応されているのか、また、PRはどの

ようにしているのか、人の、若者の人生をある意味では変えることでもあり非常に責任の重いことであるというのは、担当の職員からも伺っていて理解できますけれども、せつかくある、こういう若者を呼び込めるかもしれない可能性のある事業について、どのように対応しているのか、考えているのかを伺います。

それから、39ページの5目茶業推進対策費の19節、細節21の特産物振興事業費補助金315万6,000円を100万円その中から減額をするということですがけれども、茶園の改植補助金の減ではないかと思われるんですけれども、改植面積の推移などをわかりましたら教えてください。

それから、細節22の茶業施設整備強化事業費補助金939万円を639万4,000円減額するという、その内訳です。実績でも、削減の理由でも、どちらでも構いませんけれども、教えていただきたいと思います。削減の理由について。

次の23の中山間地域農業振興整備事業補助金878万円を439万円削減するというので、説明は乗用型摘採機の要望2件に対して、県に1台しか予算がないためという説明がありました。今年の茶季には間に合わないわけですがけれども、町が県の分をこういう場合希望があるんだから出して手当てをするということとはできないのか、お聞きをいたします。

次ですけれども、41ページの6-2-2です。林業振興費の19節の細節22林業関係事業費補助金公共造林分ということで1,351万、当初予算の2,391万円に対して半額以上の削減について説明を求めます。

財源のところで、木の駅事業の登録者負担金48万円を皆減するというふうな補正予算になっていますけれども、その理由もあわせてお聞きいたします。

次、13個目ですけれども、47ページの8-4-1の……、これ、すみません。これは削除です。申し訳ありません。

それから、15節の工事請負費で同じ8-4-1ですけれども、352万3,000円を132万5,000円減額に対しての説明が、聞き間違えだったのかもしれないんですけれども、差金という説明があったと思います。もし差金とすれば、余りにも多過ぎる差金ではないかと思しますので、確認の御答弁をお願いいたします。

それから、48ページの9-1-1常備消防費、11節の需用費の細節6修繕料50万円を48万7,000円減額するという説明も差金ということだったんですけれども、これも私の聞き間違いかもしれないなくて、次の備品購入費で30万円減額をするんですけれども、そちらのほうが差金だという説明だったのかなと思うんですけれども、その点も確認をお願いいたします。

49ページの10-1-3教育諸費のところですがけれども、奨学金貸付金96万円の予算を48万円減額することについて、当初では継続1名、新規3名を計上したという説明があったんですけれども、今年度新規で何人増えたのかお聞きいたします。

それから、返済期間の延長と、これまでも要望してきたんですけれども、返済期間の延長5年ではなくてもっと長くしてほしいということ、それから給付型奨学金の創設を求める要

望もしてきましたけれども、そういう点について検討する考えはないかお聞きいたします。

それから、50ページの10款2項2目の小学校費の教育振興費、20節扶助費で細節1の要・準要保護児童就学援助費93万2,000円を50万円の減額で、50%以上の減額になっているんですけども、当初予算でもっと申請者といいますか、受給者を増やしたいという思いで予算をつけてくださったということでは私はありがたいなと思うんですけども、実際申請者が少なかったということでの減額だと思います。それで、これまでも申ししていましたけれども、当町はやはり使いにくいというか、申請しにくい状況ではないかと思います。

当町のそういう点では手続の改善とか、それから本当に困っているというか、これはそんなに生活保護までいかななくても申請できるわけですから、早く言えば町の職員、新採の職員の給与ぐらいでも対象になるわけですので、本当に子育てにお金がかかるということで、こういう制度を使うことを私は何も遠慮することではなくて、権利だよということで進めていただきたいなと思うんですけども、その点についてお考えをお聞きしたいということと、当町の援助費の受給率、児童生徒数に対する援助費受給の人数がどういうふうになっているかを伺います。

それから、51ページの10款3項2目の教育振興費、20節扶助費の細節2の特別支援教育修学奨励費で10万円の予算が減額されているんですけども、ここは当初予算では幾らあったのか、ちょっと私の記入漏れなのかもしれませんけれども教えてください。

それから、52ページの10款4項1目の社会教育総務費、19節ですけれども、55万円の減額になっていますけれども、この19節の55万円についても内訳を教えてくださいと思います。

それから、2目の生涯学習推進費、8節報償費の講師謝礼のところ、138万1,000円を40万円減額。それから、9節の旅費の費用弁償で53万6,000円を30万円の減額という、かなり減額が大きいわけですけれども、この理由について説明を求めます。

それから、3目の文化会館運営費、7節賃金が、すみません、これも説明をいただいたので削除します。

次の54ページの、海洋センター運営費に移ります。13節委託料の細節10利用団体送迎委託料が92万1,000円を66万1,000円減額になっていますけれども、すみません、通告に△を書くのを忘れてました。減額になっていますけれども、この説明をお願いいたします。

そして、通告はそれだけなんですけれども、通告をしていない点で3件質問をいたします。

まず1点目は、25ページの2款2項企画費の5目情報制作費であります。25ページです。そこで、日本年金機構の情報流出からマイナンバー関係のシステム強化が国から出され、13節の委託料で自治体情報セキュリティ強化対策事業構築委託料984万5,000円と、18節の備品購入費でウイルスソフト購入に918万7,000円が計上されているわけですけれども、国の補助は560万円しか計上されていません。既に計上されているのか、あるいは国補助が今後入るのか、その点についてお聞きいたします。

そして、今後もウイルスセキュリティーのことでは、情報流出などの事件が起きるたびに、サイバー攻撃とか起きるたびにこういう強化がされていくと思うんですけども、その場合の町の費用が今回みたいに町がほとんどというんですか、大半を持つようなことを想定しておられるのかどうか、その点についてもお聞きいたします。

それから、2点目ですけども、同じ目の19節に出ている端末利用負担金ですが、当初予算で2,903万1,000円を計上していたのを、今回733万1,000円減額補正をするというのが出ております。端末機は当初2,800台で計上したわけですけども、端末機の台数の減によるものという説明がありましたけれども、当初予算では12カ月の負担金を計上しており、実際に住民宅に設置されたのは多分7月ぐらいから使えるように、早いところは4月から使えるところも出たと思うんですけども、その12カ月の予算を組んでいるわけですから、その点でも台数だけではなくて、ある程度見通しを立てて減額ができるのではないかと思います。どうなっているのかお聞きいたします。

それから3点目ですけども、28ページの2-4-1の戸籍住民基本台帳費、19節の地方公共団体情報システム機構負担金、J-LISへの負担金271万4,000円を130万6,000円増額する補正について、マイナンバー開始によるセキュリティー強化に伴う増額ではないかと思っておりますけれども、これも103万6,000円、財源が国から入るということで、かかるお金の3分の……、すみません、勘違いしていました、全額国から入っていますので。これは申し訳ありません、削除します。

以上、2点の追加をしますけれども、よろしくお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 総務課長、長嶋一幸君。

○総務課長（長嶋一幸君） それぞれの課があるかと思しますので、最初に総務課の該当するところからお答えさせていただきます。

まず、明許繰越費の①番の関係で全32件の明許繰越を行っておりますけれども、これの中で当初予算に計上してある事業費は何件ですかということでございます。

予算書の4ページの第2表、繰越明細書の一覧の中から御説明させていただきます。4ページでございます。

その中に、最初に企画費、それから戸籍住民基本台帳費、それから老人福祉費につきましては補正予算での対応でございます。

次の建設課が所管します6款、8款、11款の27件については、当初予算でとったものは17件でございます。

次に7款商工費、それから9款消防費の2件ともに、これは当初予算で計上したものでございますので、したがって、当初予算で計上したものは全32件中19件となります。

以上が、①番の繰り越しの関係ですけども、総務課の関係では14番目の御質問の48ページの常備消防費の需要費、細節6修繕費、それから備品購入費の関係でございますけれども、議員御指摘のとおりでございます。修繕費は使用がなかったための減額で、備品購入費に

については入札差金による減額のものでございます。

以上が総務課からです。よろしくお願いいたします。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 繰越明許の関係でもっと早く出すようにということで、件数が多い建設課のほうからお答えさせていただきます。

当然、早期発注、年度内完成は当初から目的としているところです。おっしゃるとおりであります。

ただ、災害等の突発的事案などや国・県の連携が必要となったこともあり、繰越明許が多くなっていることも事実であります。今後とも早期発注、年度内完成には努めていきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、3点目、4点目、心身障害者福祉費の減額についてお答えをさせていただきます。

まず、心身障害者福祉費、13節委託料、細節9難病患者介護家族リフレッシュ事業委託料でございます。これは、現在町で把握している対象となる方は、今把握している方は1名ということでございます。この事業は、難病患者の中で特に人工呼吸器を装着するなどの難病患者を介護する家族の負担軽減のために、訪問看護等を利用した場合にその費用を助成するものでございます。平成27年度については利用希望者がなく減額をするものでございます。予算の積算に当たっては訪問看護4時間の利用単価2万1,312円を、月2回の利用の12カ月分51万2,000円を計上したものでございます。

次に、19節地域活動支援センター利用負担金ですけれども、これは障害のある方が、当町には地活ございませんので他市町の地域活動支援センターを利用した場合に、そのセンターの運営費を町で負担するものでございます。予算積算に当たっては、そのセンターに係る運営費を利用人数で案分した金額となります。利用するセンターによって基準額は変わりますけれども、本年度の予算については、1名が他市町の地域活動支援センターを1年間利用したと想定しまして、40万8,000円を予算計上したものでございます。

次に、20節扶助費、細節5の自立支援医療給付費でございます。これは給付費のうちの厚生医療分でございます。この厚生医療は、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者で、その障害を除去、軽減する手術等の医療費について給付を行うもので、予算の積算に当たっては1回の医療費4万円を5回分計上したものでございます。

次に、細節12自立支援医療等給付費でございます。これは育成医療分ということでございます。これは児童福祉法第4条第2項に規定する障害児で、その障害を除去、軽減する手術等の医療費について給付を行うもので、予算積算は1回の医療費9万6,000円を5回分計上したものでございます。いずれも自立支援医療の給付費でございますけれども、厚生医療は

18歳以上の障害者の方が対象、育成医療は障害児の方が対象ということでございます。いずれの給付費も、この医療を使用する方がいなかったための減額でございます。本年度は全て利用者がなく皆減ということになりましたけれども、障害のある方、またはその家族の方がこのサービスを受けたい場合にすぐに対応できるように、当初予算として設けさせていただいてあるものでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 生活健康課長、野崎郁徳君。

○生活健康課長（野崎郁徳君） それでは、生活健康課関係の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、4款1項1目保健衛生総務費の19節の負担金補助金の部分について御説明をさせていただきます。細節20の町食品衛生協会への補助金でございますけれども、当協会は飲食業者の方等で組織されており、食中毒の発生に対する予防等の広報活動、また研修事業等を展開をさせていただいております。平成27年度まで、本年度までは旧町単位にそれぞれ組織をされておりますが、28年度以降は合併をする形で一つの組織という形の取り組みをされるというふう聞いております。

今年度につきましては、当協会の事業経費が町補助金に頼らず自主財源、会費及び繰越金によって事業が対応できるということで、当協会から補助金交付については不要であるという旨のお話をいただきましたので、減額をさせていただきました。

次の4-1-5地域医療推進費のところの、医療対策検討委員会の開催についての御質問でございます。鈴木議員の御質問の中にもありましたとおり、検討会においては顔ぶれとしましては町内にいらっしゃいます医師の方、歯科医師の方、薬剤師の方を一堂に会していただきまして、医療の現場から様々な状況等の御意見、お考えをお聞きし、いろいろな形で今後役立てていくという趣旨のものでございます。

今年度において開催できていない理由につきましては、当初は上長尾診療所の先生が御不在であったこと、それに向けて医師確保に対応していたこと、また先生が開業されてから後、それ以前の先生のほうから、上長尾診療所の先生の開院体制が今年の1月から週2日になりましたけれども、その状況を待つてから話し合いを持ちましょうというような御意見をいただきました。それを受けてまだ開催に至っておりませんが、現在、年度内に開催をするよう日程を調整をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 産業課関係の説明をいたします。38ページになります。

6-1-3農業振興費、19節、細節23特産物振興事業費補助金ですが、130万円の減額です。内容ですが、自力作業道の開設1,000m290万円に対しまして、400m190万円の見込みであります。特定事業として機械施設整備2件265万円に対しまして、2件235万円の見込みで

あります。

続きまして、6-1-4 地域農政総合推進事業、19節、細節21青年給付金の300万円の減額ですが、2名の方の相談を受けて農林事務所、大井川農協と連携して、制度に基づきまして就農計画の指導を行っております。PRに関しましては、農業関係の会議等、それからJA営農経済センターにより普及活動を行っております。

続きまして、6-1-5 の茶業推進対策費です。19節、細節21特産物振興事業100万円の減額ですが、茶園の改植になります。予算200 a 315万6,000円に対し、130 a 215万6,000円の見込みであります。改植の面積の推移ですが、ここ数年、減少の方向になってきております。

細節22茶業施設整備強化事業費補助金639万4,000円の減額です。荒茶加工施設1件189万円に対しまして、1件99万8,000円の見込みです。2台の機械更新の予定でしたが、1台の更新ということになりました。乗用型の摘採機の導入ですが、5件750万円に対しまして、2件199万8,000円の見込みであります。

細節23中山間地域農業振興整備事業費補助金439万円の減額ですが、乗用型茶園管理機の導入予定が要望2件ということで、県補助金の割り当てが1件ということで、補助要件に該当する1件を導入することとしまして、ほかの1件につきましては町単独事業で検討をいたしました。今年度の導入を見送ることになりました。県費分を町が立てかえることはできませんのでお願いします。

6-2-2 林業振興費です。19節、細節22林業関係事業費補助金公共造林分1,351万円の減額ですが、内容といたしましては間伐事業90ha1,629万円に対して、48ha650万円の見込みです。作業路開設事業といたしまして、7,000m462万円に対し、3,700m220万円の見込みです。防護柵設置事業3,000m300万円に対しまして、1,300m170万円の見込みです。歳入の木の駅事業の登録者の負担金の減額の件ですが、山村活性化交付金で安全用品を購入ということで、当初の見込みが物品の購入は50%の交付だよということで4分の1を負担していただく予定でしたが、この安全用品の費用が全額交付金の対象となったということから負担金が不要となりましたので、減額をさせていただきました。

以上です。

○議長（太田侑孝君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 47ページ、8-4-1 町営住宅等管理費の工事請負費の減額につきまして説明させていただきます。

当初予算で大島団地のシロアリ対策として、200万円ほど予算のほうを計上させていただいておりました。予算執行におきましてシロアリ被害ということでかなり広範囲の被害を心配しておったわけですが、部分的な修繕で済みました。必要な修繕は全てできましたが、実績として38万円ほどの金額で済みました。

以上によりまして、実績に基づく不用額ということで減額補正をお願いしております。よろしく申し上げます。

○議長（太田侑孝君） 教育総務課長、前田修児君。

○教育総務課長（前田修児君） それでは続きまして、教育総務課関連の御質問を3点ほどありますけれどもお答えをさせていただきます。

まず、49ページの11-3教育諸費の21節奨学金貸付金の減額でありますけれども、当初継続1名、新規3人を計上したけれども新規何人かという御質問と、返済期間の延長及び給付型奨学金の創設を検討する考えということでございますけれども、現在、継続が1名、これは2年目の方でございます。それから新規の方が1名、当然1年目でありますけれども、2名に奨学金を貸しつけております。いずれも高校生でありまして、返済をされている方は現在3名となっております。この返済期間につきましては、5年以内の範囲で選択をさせていただいております。

返済期間の延長につきましては、今後の検討課題ということで考えておりますけれども、現状では逆に返済期間を4年に短縮して返済をされているという方もおりますので、そうした実情も考慮しながら検討すべきではないかということで考えております。

また、新規の給付型奨学金の創設につきましては、12月の議会でもお答えをさせていただきましたけれども、例えば医師の資格を取る場合などで奨学金を免除にしている自治体、具体的には近隣では島田市さんとか藤枝市さんの例がありますけれども、今後そのような場合における免除制度等も検討することも必要だということで考えてはいきたいと思っております。

続きまして、50ページの10-2-2小学校費の教育振興費扶助費、準要保護児童の減額でありますけれども、まずこの制度の周知につきましてはこれまでもお答えをさせていただいておりますとおり、町のホームページ上でお知らせをさせていただいておりますほか、学校とか、民生委員、児童委員の方々の見守り等によって、支援が必要な方々に対する声がけとか相談に応じております。今後も関係の方々との連携を深めまして、制度の周知等に努めてまいりたいと考えております。

また、平成28年3月現在、今現在、準要保護就学援助費の支給世帯は、小学校で6世帯7名、中学校で7世帯8名でありますので、児童生徒数全体との比較では小学校児童で3.37%、これが受給率です。208人の児童に対して7名支給。それから中学校生徒で6.02%、133人の生徒に対して8名支給ということになっております。

続きまして、3点目でございますけれども、51ページの10-3-2教育振興費の中学校費扶助費の特別支援教育の就学奨励費でありますけれども、補正前の特別支援教育就学援助費は34万1,000円であります。現在対象となっておられるのは、中学校では3世帯の3名ということでありますけれども、予算編成時は5人を見込んでおりました。

以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 生涯学習課長、藪下和英君。

○生涯学習課長（藪下和英君） それでは18点目及び19点目の御質問にお答えさせていただきます。

ます。

52ページからとなりますので、よろしく申し上げます。

まず、10款4項1目社会教育総務費、19節負担金補助及び交付金55万円の減額の内訳ですが、川根本町文化協会の補助金が実績に伴う予算不用額の減額50万円、及び中川根町史研究会につきましては、本年度につきまして会の財源で事業執行が可能ということにより補助金の申請がなかったということで5万円の減額、合計55万円の減額となっております。

続きまして、10款4項2目生涯学習推進費、8節報償費40万円の減額補正につきましては、社会教育関係事業における講師謝礼の実績見込みに伴う不用額の減額でございます。主な理由としましては、まず海の子山の子交流教室、次にふるさと発見団事業、これにおきまして講師を職員が行ったことなどにより予定より講師数が少なくて済んだこと。次に、趣味実用講座、これの講座数の減による講師謝礼の減。また、家庭教育学級の講師につきまして、県の人づくり事業の活用による講師派遣となったため、講師謝礼がかからなかったことなどによる講師謝礼の減が主な理由となります。

続きまして、9節旅費の費用弁償30万円の減額補正につきましては、生涯学習推進協議会先進地視察研修会におきまして推進員の参加者数の減に伴う費用弁償の減となっております。

次に、54ページになりますが、海洋センター運営費、10款5項2目の13節委託料の海洋センター利用団体送迎業務委託66万1,000円の減額補正につきましては、実績見込みによる不用額の減額となっております。これにつきましては、B&G海洋センターの体育館及びプールで行っております幼児運動プログラムによる、幼児フロアリズム及び幼児のアクアリズムにおける三ツ星保育園、聖母保育園、さゆり幼稚園の園児の送迎を、送迎の安全性の確保と職員の負担軽減のために本年度から業務委託を行っておりますが、業務を委託するに当たりまして、スクールバスの校外活動運行との調整が必要であることから、スクールバス校外活動運行管理業務の履行社との随意契約となったため、1回当たりの単価が当初想定していたよりも低く抑えられたこと、また今年度は校外活動運行業務が3年に一度の契約の更新の年に当たりまして、同契約の履行期間の開始が8月となったことに伴い本業務の開始が9月となったことで、当初予定していたより支出が低く抑えられていることによる減額となります。以上でございます。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 4-1-2の母子保健費、13委託料のところでは。

御質問がありました平成27年度の出生数が15人に減少した状況に対し、どのように考えるかということについてお答えしたいと思います。

平成27年度の出生数は15人と、平成22から26年度までの5カ年平均35人と比較しても大きく減少した状況にあります。少子高齢化の状況がますます深刻化している状況にあると危惧しております。出生数減少の要因としては、統計データ等の算出において女性の出産可能年齢とされている15歳から49歳までの女性人口が年々減少していることや、全国的な婚姻数の

低下、晩婚化等によりもたらされていると考えられます。町としては川根本町総合戦略の基礎としてお示した川根本町人口ビジョン実現に向け、川根本町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図り、「誰もが住み続けたい町 川根本町」を目指し対応していく所存であります。

以上であります。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画課関連の自治体情報セキュリティ強化対策事業についての御質問にお答えします。

まず、560万円という国の補助ですけれども、こちらは国のほうで補助基準額を示されております。それにつきましては、平成27年1月1日の町の人口7,740人というものが一つの基準でございます。人口10万人までということで、国のほうでは1,000万円プラス人口掛ける158円というものがございました、示してあります。その結果、補助基準としては1,120万円が町の補助基準額の上限額となります。その2分の1の金額560万円が今回補助金として国から示された金額となります。実際の工事費とは離れてはおりますけれども、これが国からの示された金額であります。

今後の町として補助以上の金額をどう対応するのかというような御質問がありましたけれども、国のほうの通知におきましては、平成28年度地方財政対策におきまして、自治体の情報セキュリティ構造改革推進事業として、これは12月の時点の情報ですけれども1,500億円が地方財政計画の歳出に計上されることとなっております。情報セキュリティ対策として、経費として、都道府県や市町村が行う住民情報の流出拡散防止やL G W A N接続系とインターネット接続系の分割等、所要のセキュリティ対策を講じるための経費等や今後導入される自治体情報セキュリティクラウドの運用、管理等にかかる経費を計上となっております。交付税等で措置をされるということも国のほうではやっておりますので、そういうことで財源手当てはされていくものと考えております。

それと、かねての端末機の御質問がございました。端末機のこの経費は、実際に試験運用が始まりまして月々設置された世帯分を毎月報告を受けております。ですので、月によってだんだんその台数が一月一月増えてまいりました。その結果、年間として必要な金額を積算して、今回のマイナス不用額の計上となったものでございます。

以上が回答になります。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑ありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 本当によくわかりやすい説明がされて、反対討論も用意したんですけれども、結局差しかえもあったし本当に職員の皆さんがとても努力をしている、減額も単なる減額ではなくて、いろいろな町民への調査とか対応をされた上での減額であり、予算計上のときに使いたい人が出てくればということで計上しているということも、今の説明でほとんどわかりました。

それで、最後の追加で質問を出したところですけども、端末機の利用料の減額について私が質問したのとは違って、月々設置された数によって負担金を計算していった結果の733万1,000円の減額だという説明もありましたけれども、その点で何も議会に月々どれくらいの端末が設置されているのかということも報告ありませんので、この場でその月々の報告されている台数について説明をお願いしたいと思います。

○議長（太田侑孝君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 27年度それぞれの月に設置された報告を受けておりますので、その数値につきましては手元に資料がございませんので、正確な数字をちょっとここで報告することはできませんので、後でよろしければ実数は報告できるかと思いますが、よろしいでしょうか。

○10番（鈴木多津枝君） すぐにわかりませんか。

○議長（太田侑孝君） ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時34分

○議長（太田侑孝君） それでは、時間が来ましたので、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） すみません。時間をいただきまして台数を確認させていただきました。

かわねフォンの利用料として町のほうで負担金としてお支払いをしている台数ですけども、5月分としては456台、6月分としまして1,726台、7月分として1,830台、8月分が2,142台、9月分2,513台、10月分2,696台、11月分2,706台、そして12月分から2月分までは2,719台となっております。3月分につきましては、今のところはまだ請求を受けておりませんのでわかりません。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、平成27年度川根本町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第30号 平成27年度川根本町国民健康保険事業
特別会計補正予算（第3号）

○議長（太田侑孝君） 日程第20、議案第30号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

数字とか法令ではないので通告をしていませんけれども、1点お聞きをいたします。いつも言っていることなので、ぜひ前向きな答弁をお願いしたいと思います。

それは、一般被保険者療養給付費の2,000万円増額見込みに対して、今回の補正は国療養給付費負担金で503万8,000円、前期高齢者交付金の精査で浮いた128万8,000円、県の調整交付金100万6,000円、一般会計繰入金648万4,000円のほか、支払準備基金繰入金の取り崩し予定額を612万7,000円増やして、後期高齢者に当てる予定で浮いた144万8,000円と国・県支出金と返還金の42万7,000円に当てた残りの714万8,000円を2,000万円の医療費増額の部分へ充てるという補正の内容ですけれども、基金を取り崩した額を一般会計からその他の繰り入れで積み戻すというところがとてもすばらしい内容だなと私は感じました。

このように医療費の不足が見込まれる場合に基金を取り崩して充てて、その使った基金の穴埋めを一般会計からその他の繰り入れで補填をしていくということで、町民の3分の1余の方、あるいは世帯数の約半分を占める国保の加入者への負担増を回避するという、こういう方針がこれからも引き継がれていけばいいなと本当に心から願うものですが、とりあえず今年6月に行う本算定でもこのような対応されるかどうかをお聞きいたします。

○議長（太田侑孝君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 今お褒めの言葉をいただきまして、ありがとうございます。

これからも国保関係はそういう方針で進めていければと思います。

以上です。

○議長（太田侑孝君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（太田侑孝君） 起立全員です。

したがって、議案第30号、平成27年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第21 議案第31号 平成27年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算（第2号）

○議長（太田侑孝君） 日程第21、議案第31号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（太田侑孝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採

決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第31号、平成27年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第22 議案第32号 平成27年度川根本町いやしの里診療所
事業特別会計補正予算(第4号)

○議長(太田侑孝君) 日程第22、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(太田侑孝君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(太田侑孝君) 起立全員です。

したがって、議案第32号、平成27年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、原案のとおり可決されました。



◎散 会

○議長（太田侑孝君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

3月24日午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第5号、第18号並びに第33号から第39号の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前11時44分